

(平成21年7月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年4月25日から同年6月4日までの船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船舶における資格取得日を昭和35年4月25日、資格喪失日を、同年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月23日から35年6月4日まで

私は、昭和34年6月23日からB社に勤務し、A船舶に乗船しました。

社会保険庁の年金記録によると、約1年、船員保険に未加入となっているが、当時、必ず船員保険証を持っていたので年金に加入しているはずである。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は昭和35年6月4日にC船舶において船員保険の資格を取得している。

しかし、申立人が保管する船員手帳及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において、A船舶及びC船舶に乗船していたことが推認できる。

また、申立人及び複数の同僚は「A船舶及びC船舶の所有者は同じであったが、便宜上船員保険の適用を別にしていた。申立期間当時はA船舶及びC船舶には7人から9人ほど乗船していたと思う。」と供述しているところ、申立期間より前から乗船していた他の乗組員は、A船舶及びC船舶が船員保険の新規適用となった日に船員保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人保管する船員手帳には、A船舶の雇入年月日として昭和34年6月23日と記載されている。

加えて、申立人は申立期間当時「A船舶で、機関長と二人でD部におり、Fの仕事をしていた。」と供述しており、同僚は、「申立人は、船員保険の適用前から船に乗っているのだから、船員保険を適用したのではないか。」と供述している上、一緒に勤務していた機関長は、「A船舶」の記号払出年月日である昭和35年4月25日に船員保険を資格取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人もA船舶が船員保険の新規適用となった昭和35年4月25日以降、保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立人の昭和35年6月の「C船舶」における資格取得時の標準報酬月額が5,000円であることから、「A船舶」における資格取得時の標準報酬月額を5,000円とすることが妥当である。

また、A船舶及びC船舶は既に廃業しており、当時の資料等が残っておらず、確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月及び同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年6月23日から35年4月24日までの期間については、申立人が保管する船員手帳からA船舶に乗船していたことが確認できるものの、社会保険事務所が保管する船員保険の適用船舶記号払出簿によると、「A船舶」の記号払出年月日は、昭和35年4月25日となっており、他の記号を払い出された記録は確認できない。

このほか、申立期間に、申立人の給与から船舶所有者が船員保険料を控除していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち昭和34年6月23日から35年4月24日までの期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 411

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月31日から42年4月1日まで  
昭和41年5月から42年3月末まで、A事業所に勤務した。

社会保険事務所に照会したところ、41年8月31日から42年3月31日までの期間について厚生年金保険加入記録が無いとの回答であった。同事業所には、長女が幼稚園を卒園する42年3月末まで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の長女が幼稚園を卒園するまでA事業所に勤務していたこと及び次の職場へ勤務した経緯などの具体的な申立内容から、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A事業所は昭和63年に閉鎖しており、当時の人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況が確認できる資料が無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和41年5月1日資格取得、41年8月31日資格喪失とされており、これ以降の申立期間において、申立人が再度同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

さらに、A事業所の新規適用時の被保険者は申立人を含む5人(うち、1人死亡、2人所在不明)となっているが、申立人を含めた3人は3か月で資格を喪失しており、このうち申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している1人は「A事業所には昭和41年ごろから2、3年勤務した。厚生年金

保険料控除については関心が無かったのでわからない。」と供述しているが、社会保険庁の記録で厚生年金保険資格喪失日と同日に国民年金に加入していることが確認できるとともに、「同事業所に1年は勤務した。」と供述している申立人の後任者の厚生年金保険加入期間は、社会保険庁の記録で4か月となっていることが確認できることから、同事業所が勤務実態のある従業員について何らかの理由により資格喪失手続を行ったことがうかがわれる。

加えて、A事業所の所長及び経理を担当していた所長の妻も既に死亡しており、供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。